

安徽省專利條例

2016年1月1日施行

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)
北京事務所知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

安徽省專利條例

安徽省人民代表大會常務委員會

公告

(第 30 号)

「安徽省專利條例」は 2015 年 9 月 24 日、安徽省第 12 期人民代表大會常務委員會第 23 回會議にて可決された。ここに公布し、2016 年 1 月 1 日から施行する。

安徽省人民代表大會常務委員會

2015 年 9 月 25 日

安徽省專利條例

(2015年9月24日安徽省第12期人民代表大會
常務委員會第23回會議可決)

第一章 總則

第1條 「中華人民共和國專利法」及び關係法律、行政法規をもとに、本省の実情に照らし、本條例を制定する。

第2條 本條例は、本省の行政区域における專利の創造、活用、保護、管理とサービス活動に適用する。

第3條 專利業務は、創造の激励、活用の推進、法に基づく保護、科学的な管理の原則を順守しなければならない。

第4條 縣級以上の人民政府は、專利發展戰略を組織的に実施し、專利業務を國民經濟及び社會發展計劃に導入し、合理的な管理体制・仕組みを整備、構築し、專利業務に必要な經費を保障しなければならない。

第5條 縣級以上の人民政府の專利業務管理部門は、本省の行政区域における專利管理業務を担当する。

縣級以上の人民政府の關係部門は、各自の職責に基づき專利關係業務を遂行する。

第6條 縣級以上の人民政府及びその關係部門は、專利の宣傳教育を強化し、專利知識の普及に努め、知的財産權を尊重し、自主イノベーションを激励する社會環境を構造しなければならない。

第二章 激励

第7條 縣級以上の人民政府は、激励メカニズムを整備、構築し、發明創造を激励しなければならない。發明專利權を付与された者に対しては、關係規定に従って資金援助を行い、社會經濟發展の需要を満たす專利に対する支援を行い、發明專利權を付与され、市場への応用に明確な将来性がある專利に対しては、優先的に支援を行う。

第8條 省の人民政府は、專利賞を設け、發明創造を行い、專利を取得し、実施し、本省の社會經濟の發展促進のために際立った貢獻を果たした專利權者に報償を与える。奨励に関する弁法は、省の人民政府が制定する。

第9條 企業、事業單位は、従業員のイノベーション意識を養成し、従業員が本職の部署に軸足を置き、技術イノベーションと發明創造を実施し、專利を出願することを奨励しなければならない。

条件が整った企業、事業単位がハイテク企業、工程技術研究センター、工程研究センター、企業技術センター、重点実験室、工学実験室などを申請することを奨励、支援する。関係人民政府及びその部門が認定、考査を行うとき、専利の創造、活用などの状況を重要な指標としなければならない。

第10条 専利権を付与された組織・機関は、法に基づき、職務発明創造の発明者、創造者に報償と報酬を与えなければならない。組織・機関は、専利権を譲渡するにあたり、職務発明創造の発明者、創造者に報償と報酬を与えなければならない。

第11条 専利権を付与された組織・機関が、報償、報酬の方式、金額を定めておらず、技術者と報償、報酬の方式、金額を取り決めておらず、該職務発明創造を譲渡する場合、譲渡の純所得の百分の五十を下回らない金額を計上し、職務発明創造の完成に重要な寄与をした者に対して、報償と報酬を与えなければならない。

財政資金を利用して設立された高等教育機関と研究機関が専利権を付与され、該職務発明創造を譲渡する場合、譲渡の純所得の百分の五十を下回らない金額を計上し、職務発明創造の完成に重要な寄与をした者に対して、報償と報酬を与えなければならない。

国有企業、公的機関が職務発明創造の完成、実用化に重要な寄与をした者に与える報償と報酬の支出について、その年の本組織・機関の賃金総額に算入する。但し、その年の本組織・機関の賃金総額の制限を受けず、本組織・機関の賃金総額の基数に算入しない。

第12条 財政資金が支持する科学技術計画プロジェクトについて、科学技術、発展改革などの行政部門は、状況に応じて、プロジェクト請負組織・機関とともに専利目標を取り決め、目標の実現状況を科学技術プロジェクトの検収内容に組み込む。

第13条 国有企業技術イノベーション事業業績評価制度を整備し、専利技術の創造、活用などの技術イノベーションの成果を評価の範囲に組み込む。

第14条 県級以上の人民政府及びその関係部門は、専利人材養成計画を制定し、組織的に実施しなければならない。教育行政部門と学校は、専利知識を学生の素質教育内容に導入し、イノベーション活動を奨励し、学生の専利に関する意識を育てなければならない。

高等教育機関が専利にかかわる課程、専攻を設置することを支持する。

第三章 活用

第15条 専利権者が法に基づきその専利を実施することを奨励する。

企業、公的機関及び個人は、法に基づき、専利権の資本金への充当、質権、譲渡、実施許諾などの多様な形式により専利を活用し、専利技術の商品化、実用化を実現することができる。

第16条 高等教育機関、研究機関及び企業が研究開発、実用化の実施基盤を構築し、専利権移転の仕組みを構築し、専利の開発・活用を促進することを奨励、支援する。

第17条 関係専利を有する組織・機関及び個人が相互の使用許諾、互恵的な使用などの形式で専利をめぐる協力を実施することを奨励する。

専利を有する組織・機関及び個人が国際規格、国家規格、業界規格、地方規格などの技術規格の制定に参画することを奨励、支援する。

第 18 条 省、設区市の人民政府は、技術水準が高く、国及び本省の産業政策に適合し、市場の見通しが明るく、本行政区域において実施された専利プロジェクトについて、資金援助を与えなければならない。戦略的新興産業を形成する可能性がある場合、優先的に援助し、又は組織的に実施しなければならない。

第 19 条 県級以上の人民政府は、資本補助、リスク補償、ベンチャーキャピタル誘導などの方法を通じて、金融機関が専利担保融資などの業務を実施するよう誘導し、零細企業の専利実施に対する信用貸付の支援を強化し、専利の実用化を促進することができる。金融機関が相応のサービスを提供することを奨励する。

第 20 条 県級以上の人民政府及びその関係部門は、専利技術を有する科学技術志向の中小・零細企業のために事務及び生産場所、融資、情報、管理研修、技術相談などに関するサービスを提供しなければならない。

第 21 条 省、設区市の人民政府及びその関係部門は、専利取引市場を育成し、専利取引活動を適正化し、専利代理、専利技術取引、専利資産評価、専利情報相談などの仲介サービスの構築を支持しなければならない。

第 22 条 専利権を有する国有資産を占有する組織・機関は、主体の変更、終了・消滅及び専利権の譲渡、質権、価格査定及び出資資本への充当などの状況が発生した場合、法に基づき専利資産評価を行わなければならない。

第四章 保護

第 23 条 如何なる機関・組織及び個人も、他人の専利権を侵害し、又は専利を詐称してはならない。

如何なる機関・組織及び個人も、他人の専利権侵害又は専利詐称のために資金、場所、生産設備、輸送、販売、広告、印刷などの生産・経営活動の便宜を提供してはならない。

専利業務管理部門は、法に基づき、専利権侵害を調査し、専利詐称を取り締まるにあたり、関係組織・機関又は個人は、事件にかかわる資料について提供を拒否し、又は隠蔽し、移転し、若しくは廃棄してはならず、登記・保存された物品を隠匿し、移転し、換金し、若しくは毀損してはならない。

第 24 条 専利権者は、その専利製品又は該製品の包装に専利標識を表示する権利を有する。専利標識の表示形式は、国の関係規定に適合しなければならない。

第 25 条 専利権者の許諾を得ずしてその専利を実施した場合、専利権者又は利害関係者は、人民法院に訴訟を提起することができ、県級以上の人民政府の専利業務管理部門に処理を求めることもできる。

第 26 条 専利業務管理部門に専利侵害紛争の処理を求める場合、次の各号に掲げる条件に適合しなければならない。

- (一) 申請人と専利侵害紛争とに利害関係がある。
- (二) 明確な被申請人と具体的な申請事項、事実がある。
- (三) 当事者が人民法院に訴訟を提起していない。
- (四) 専利業務管理部門の事件受理及び管轄の範囲に属する。

第 27 条 専利業務管理部門は、専利侵害紛争処理請求書を受け取った日から 5 営業日内に立件するか否かの決定を下し、申請人に書面で通知しなければならない。立件する決定を下した場合、立件日から 5 営業日内に申請書の副本を被申請人に送達しなければならない。被請求人は、請求書の副本を受け取った日から 15 日以内に答弁書及び関係証拠を提出しなければならない。

被申請人が答弁書及び関係証拠を提出しない場合であっても、専利業務管理部門の専利侵害紛争に対する処理を妨げない。

第 28 条 専利業務管理部門は、専利侵害紛争を処理するにあたり、立件日から 3 か月以内に処理の決定を下さなければならない。事件が非常に複雑で、期間を延長する必要がある場合、専利業務管理部門の責任者の承認を経た上で、適度に延長することができる。但し、最長で 1 か月を超えてはならない。

事件処理を進める中での公告、鑑定、中止などに要する時間は、前項に掲げた事件の処理期間に算入しない。

第 29 条 専利業務管理部門又は人民法院が権利侵害に対する処分決定又は判決を下した後、被請求人が同一の専利権について再び同一の類型の権利侵害行為を行い、専利権者又は利害関係者が処理を求めた場合、専利業務管理部門は、権利侵害行為の即時停止を命じる処分決定を下すことができる。

第 30 条 当事者の請求に応じて、専利業務管理部門は、次の各号に掲げる専利紛争について調停を行うことができる。

- (一) 専利権侵害に対する賠償額。
- (二) 専利出願権及び専利権の帰属。
- (三) 発明者、創造者の資格。
- (四) 職務発明の発明者、創造者の報償及び報酬。
- (五) 発明専利出願が公布されてから専利権を付与されるまでに発明を使用したにもかかわらず、費用を適宜支払わなかったことをめぐる紛争。

前項第(五)号に掲げられた紛争について、当事者は、専利業務管理部門に調停を申請する場合、専利権が付与された後に申請しなければならない。

調停により合意に達した場合、専利業務管理部門は、調停調書を作成しなければならない。合意に達しない場合、専利業務管理部門は、人民法院に訴訟を提起できる旨を当事者に告知しなければならない。

第 31 条 専利詐称行為の取締りは、加害行為地にある県級以上の人民政府の専利業務管理部門が管轄する。

電子商取引分野における専利詐称行為の取締りは、電子商取引のプラットフォームの所在地又はインターネットショップ事業者の登録地にある県級以上の人民政府の専利業務管理部門が行う。

専利業務管理部門が管轄権について紛争が生じた場合、共同の一級上の人民政府の専利業務管理部門が管轄を指定する。

第 32 条 専利業務管理部門は、専利侵害紛争及び詐称専利事件を処理するにあたり、次の各号に掲げる職権を行使することができる。

- (一) 当事者、利害関係者及び証人に尋問する。
- (二) 現場検証を行う。
- (三) 案件にかかわる書証及び視聴覚資料を検閲し、又は複製する。
- (四) 抜き取りの証拠を収集する。
- (五) 法律、行政法規に定められたその他の職権。

証拠を滅失する恐れがあり、又は以後取得が困難な状況において、専利業務管理部門の責任者の承認を経た上で、先行して登記・保存を行うことができる。また、7 日以内に速やかに処理の決定を下さなければならない。

第 33 条 専利業務管理部門は、専利詐称事件を取り締まるにあたり、立件日から 1 か月以内に法に基づき処分決定を下さなければならない。事件が非常に複雑で、期間を延長する必要がある場合、専利業務管理部門の責任者の承認を経た上で、適度に延長することができる。但し、最長で 15 日を超えてはならない。

事件の処理過程における事情聴取、公告などに要する事件は、前項に掲げられた事件の処理期間に算入しない。

涉外事件の処理期間については、国の関係規定に従う。

第五章 管理とサービス

第 34 条 県級以上の人民政府の専利業務管理部門は、本行政区域内の企業、学校、研究機関などの組織・機関及び組織の専利業務に対して指導及びサービスを行い、その専利管理制度の構築及び改善を支援しなければならない。

第 35 条 省の人民政府の専利業務管理部門は、専利情報サービスプラットフォームを構築し、次の各号に掲げる公共サービスを提供しなければならない。

- (一) 専利情報の検索。
- (二) 専利権の有効性、帰属、変更、許可などの照会。
- (三) 専利情報の統計データ。
- (四) 関連産業の専利データベース。
- (五) 専利権侵害、専利詐称の処分に関する情報。
- (六) 提供されるべきその他の専利に関する公共情報サービス。

第 36 条 県級以上の人民政府の専利業務管理部門は、専利権保護援助の枠組みを構築し、公民、法人その他の組織に情報、法律、技術などに関する権利保護サービスを提供しなければならない。

第 37 条 県級以上の人民政府は、重大な経済活動に関する専利審議制度の構築を進め、専利技術の盲目的な導入、重複する研究開発及び情報流出又は専利権侵害を防がなければならない。

第 38 条 各種会議・展示会の開催者は、専利標識が付された出展製品又は出展技術について、その専利証書又はその他の証明書類を検査しなければならない。専利証書その他の証明書類を提供できない場合、開催者は、該出展者が専利製品、専利技術の名義により出展することを拒否しなければならない。

会議・展示会の期間において、開催地にある県級以上の人民政府の専利業務管理部門は、専利詐称行為の通報を受けた場合、直ちに現場調査を行わなければならない。必要に応じて、法に基づきサンプル証拠の収集又は証拠の先行登記・保存措置を講じることができる。専利関連違法行為が成立すると認める場合、出展業者にその出展製品又は出展技術を直ちに撤去するよう命じ、法に基づき処分を行わなければならない。

第 39 条 定期刊行物、放送、テレビなどの媒体を利用し、専利製品又は専利方法の宣伝を行う場合、広告主は、広告審査機関及び広告取扱業者、広告媒体業者に専利の信憑性、合法性、有効性に関する証明書類を提供しなければならない。専利証明書類を提供しない場合、関係組織・機関は、該広告主のために広告の設計、制作若しくは掲載をしてはならない。

第 40 条 仲介機関は、専利代理などの専利サービスに従事する場合、国が定めた資質を備え、法に基づき登記手続を行わなければならない。

専利の代理、技術取引、資産評価、情報相談などの専利サービスに従事する仲介機関及びその有資格者は、法に基づき専利仲介サービスを実施しなければならない。虚偽報告書の作成、委託者の発明創造内容を漏洩し、又は剽窃してはならず、当事者との共謀により不当利益を取得してはならず、専利権者及びその他の当事者の合法的な権益を損ねてはならず、公共の利益を損ねてはならない。

第 41 条 法に基づき設立された専利鑑定機関は、関係部門及び当事者の委託を受け、関係する専門家を集め、独立して専利保護にかかわる鑑定活動を行うことができる。

第 42 条 専利業務管理部門は、専利関連違法行為通報制度を構築し、通報方法を公布しなければならない。受け入れた専利関連違法行為の通報について、専利業務管理部門は、法に基づき速やかに調査し、処理し、調査、処理の結果を通報者に報告しなければならない。通報された専利関連違法行為が調査を経て事実であった場合、専利業務管理部門が通報者に報償を与える。

第六章 法的責任

第 43 条 本条例第 23 条第 1 項の規定に違反し、専利を詐称した場合、法に基づき民事責任を負う以外に、県級以上の人民政府の専利業務管理部門が是正を命じ、公告を行い、違法所得を没収した上で、違法所得の 1 倍以上、4 倍以下の過料を併科することができる。違法所得がない場合、5,000 元以上、5 万元以下の過料を科することができる。経緯が重大な場合、5 万元以上、20 万元以下の過料を科することができる。

第 44 条 本条例第 23 条第 2 項の規定に違反し、他の組織・機関及び個人が専利を詐称していることを知りながら、該組織・機関及び個人に資金、場所、生産設備、輸送、販売、広告、印刷などの生産・経営活動の便宜を提供した場合、県級以上の人民政府の専利業務管理部門が是正を命じる。違法所得がある場合、違法所得を没収し、違法所得の 1 倍以上、2 倍以下の過料を科することができる。違法所得がない場合、5,000 元以上、2 万元以下の過料を科することができる。

第 45 条 本条例第 23 条第 3 項の規定に違反し、事件にかかわる資料の提供を拒否し、又はそれを隠蔽し、移転し、若しくは廃棄し、又は登記・保存された物品を隠匿し、移転し、換金し、若しくは毀損した場合、専利管理業務部門が法に基づき処理する。治安管理处罰の法律規定に違反した場合、公安機関が法に基づき処罰する。

第 46 条 本条例第 24 条の規定に違反し、専利標識の表示が規定に適合しない場合、県級以上の人民政府の専利業務管理部門が期間を指定して是正を命じる。

専利標識を不当に付し、専利詐称行為を構成した場合、県級以上の人民政府の専利業務管理部門が法に基づき処罰する。

第 47 条 本条例第 38 条第 1 項の規定に違反し、専利証書その他の証明書類を提供しない製品又は技術を専利製品又は専利技術の名義により出展することを許した場合、県級以上の人民政府の専利業務管理部門が是正を命じ、違法所得を没収し、5,000 元以上、2 万元以下の過料を併科する。

第 48 条 専利代理サービスに従事する仲介機関及びその有資格者が本条例第 40 条第 2 項の規定に違反した場合、省の人民政府の専利業務管理部門が警告を発し、又は一級上の専利業務管理部門に、法に基づき「専利代理人資格証書」を抹消するよう具申する。当事者に経済的損失をもたらした場合、法に基づき民事責任を負う。

第 49 条 組織・機関又は個人が専利に関する援助資金、報償を詐取した場合、資金援助、奨励を実施した行政機関が次の各号に掲げる方法により処理する。

(一) 援助した資金を取り戻し、付与した奨励を取り消す。

(二)以後の 5 年間、該組織・機関又は個人が提起した専利に関する援助資金、奨励の申請を受理しない。

(三)専利に関する援助資金、奨励を詐取したという好ましくない信用情報を一般に公示する。

第 50 条 専利管理業務に従事する国家機関の職員及びその他の国家機関の職員に職責怠慢、職権濫用、不正行為があった場合、法に基づき行政処分を科す。

第 51 条 本条例の規定に違法した場合において、法律、行政法規に別段の処罰規定がある場合、該処罰規定に従う。犯罪を構成する場合、法に基づき刑事責任を追及する。

第七章 附則

第 52 条 本条例は、2016 年 1 月 1 日から施行する。1998 年 6 月 20 日に安徽省第 9 期人民代表大会常務委員会第 4 回会議にて可決され、2005 年 10 月 21 日に安徽省第 10 期人民代表大会常務委員会第 19 回会議にて改正された「安徽省専利保護及び促進条例」は同時に廃止する。

2015 年 9 月 28 日安徽省知識産権局ホームページ:

<http://www.ahipo.gov.cn/dt2111111138.asp?DocID=2111125099>